

令和6年第2回町議会臨時会

議会ニュース

令和6年第2回町議会臨時会が5月8日に招集され、報告1件、議案7件が審議され、同日閉会しました。そのあらましについてお知らせします。

審議された案件

報告第1号

専決処分承認を求めるとして（令和6年度積丹町一般会計補正予算（第1号））

国の総合経済対策「定額減税・給付金」個人住民税定額減税に係る適期の事務執行に資するため、同税システムの改修経費について、専決処分により315万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,713万7千円に補正したものである。

（承認）

議案第1号

積丹町固定資産評価員の選任について

4月1日付け税務課長の異動による固定資産評価員選任の同意を求めるもの。

税務課長 長谷川 優史

（同意）

議案第2号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画に婦美地区の黒岡橋・和田橋橋梁長寿命化対策事業を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

（原案可決）

議案第3号

積丹町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

過疎地域の産業振興に資する一定の事業用資産を取得した業種の設備に課する固定資産税を、3年間に限り課税免除する町条例を改正省令の施行により、令和9年3月31日まで3年間延長するため、再度町条例を制定するもの。

（原案可決）

議案第4号

積丹町税条例の一部改正について

改正地方税法及び同法施行令が、令和6年4月1日施行されたため、積丹町税条例の一部を改正し、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の新設、固定資産税（土地）に係る特例措置の延長等をするもの。

（原案可決）

議案第5号

積丹町国民健康保険条例の一部改正について

国の課税限度額との差異の解消と、北海道国民健康保険運営方針に基づく令和12年度を目途とする道内市町村の課税限度額及び保険税率の統一化に向けて、積丹町国民健康保険審議会の答申を経て、課税限度額を現行104万円から2万円引上げ、国の法定限度額と同額の106万円にするもの。

また、国民健康保険税の軽減割合の内、5割・2割軽減の対象世帯の所得判定基準を、国の基準額に基づき5割軽減は5千

円、2割軽減は1万円をそれぞれ引上げるもの。

（原案可決）

議案第6号

町有財産の無償及び減額貸付けについて

平成14年に町が取得して以降、未利用であった荒廃著しい農用地（旧積丹牧場）の有効活用に資するため、同農用地の貸付申請者に対する貸付条件のうち、貸付料について、無償若しくは減額の貸付処分をするもの。

（原案可決）

議案第7号

令和6年度積丹町一般会計補正予算（第2号）について

①国へ継続計画事業として採択を要望していた、婦美地区橋梁長寿命化対策事業、除雪機械購入事業、美国団地公営住宅長寿命化事業及び余別小学校改修事業についての国庫補助金内示による各事業実施経費、②企業版ふるさと納税を活用した官民連携推進事業（岬の湯しゃこた

んボイラー設備改修事業）補助金、③一般財団法人地域総合整備財団（東京都）の官民連携推進助成支援による「ふるさとものづくり支援事業（羊肉加工商品開発事業）補助金」について、補正予算措置を講じ、各事業の適切な事業実施期間の確保を図ろうとするもの。

基金積立費（ふるさと振興基金元金）200万円、官民連携推進事業補助金700万円、ふるさとものづくり支援事業補助金801万3千円、和田橋橋梁修繕実施設計委託料1,000万円、黒岡橋修繕工事1,200万円、除雪機械購入事業5,700万円、美国団地長寿命化改修実施設計委託料及び改修工事800万円、余別小学校改修工事3,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1,495万円にするもの。

（原案可決）

固定資産税の課税特例のお知らせ

過疎地域・半島振興地域の固定資産税の課税免除及び不均一課税

【問合わせ先】
役場税務課 TEL44 - 3384

1 概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び半島振興法の課税の特例により、取得された固定資産で、一定の要件に該当する場合は、固定資産税の課税免除または不均一課税が受けられます。

2 取得価格要件

区分	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		半島振興法	
	資本金の額等	資産取得価格	資本金の額等	資産取得価格
製造業・旅館業 (下宿業を除く)		500万円以上		500万円以上
	5,000万円超1億円以下	1,000万円以上	1,000万円超5,000万円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上	5,000万円超	2,000万円以上
情報サービス業等・ 農林水産物等販売業		500万円以上		500万円以上

3 対象となる固定資産

- ・家屋／「建物及びその附属設備」のうち、直接事業の用に供する部分
- ・償却資産／「機械及び装置等」のうち、直接事業の用に供するもの（旅館業は除く）
- ・土地／取得日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手した土地

4 課税の特例

区分	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	半島振興法	
通常税率	1.4%		
特例措置	課税免除（3年間）	不均一課税（3年間）	
	免除	初年度	0.14%（通常税率の1/10）
		第2年度	0.35%（" 1/4）
		第3年度	0.70%（" 1/2）
適用期限	令和8年度末	令和6年度末	